合意書

野々村元靖（以下、「甲」という。)と 野々村奈津美（以下、「乙」という。)は、甲の不貞行為に対して、以下のとおり合意する。

(不貞行為及び慰謝料)

第１条

甲は、不貞行為を行ったことを認め、乙に対し、深く謝罪するとともに、慰謝料として金１５０万円の支払をする。これを乙の指定する金融機関の預貯金口座に振り込んで支払う。

(別居)

第２条

甲及び乙は、今後の婚姻関係について、引き続き話し合う。

(離婚成立を条件とする合意)

第３条

甲及び乙は、両者の離婚が成立することを条件として、以下の各号のとおり合意する。

① 甲及び乙は、甲乙間の未成年の子 野々村航靖(平成３０年１０月６日生まれ、以下、「丙」)の親権者を乙と定め、乙において監護養育する。

② 甲は、乙に対して、丙の養育費として、令和２０年１０月まで、毎月金８万円ずつ、毎月末日、乙が指定する丙名義の金融機関の預金口座に振り込んで支払う。ただし、乙が再婚してその生活状況に変動があった場合はその限りではない。

③ 甲及び乙は、前号の定めにかかわらず、丙の養育期間における、入学や入院等、特別な費用を要する場合は、互いに誠実に協議して分担額を定める。

④ 甲は、婚姻中の財産分与として、乙が下記自動車の所有権を取得することに合意する。甲は、乙に対して、速やかに下記自動車の所有権移転手続きをするが、手続きに必要な費用は乙が負担する。

記

自動車の表示：名古屋５０７　て　６６－８５

⑤ 甲の丙に対する面会については、原則として、以下のとおりとする。

ア 面会は月に４回程度とし、日時、場所、方法等は、事前に甲乙間で協議の上、決定する。

イ上記アの面会のうち、年に３回は宿泊を伴うものとする。

甲の連絡先：

住所：

乙の連絡先：

住所：

⑥　乙及び丙は、離婚後も野々村姓を名乗るものとする。

(通知義務)

第４条

甲及び乙は、身上が変更になったとき（再婚した場合を含む）、住所、勤務先、連絡先及び乙が定める金銭の振込先として指定した乙の金融機関の預金口座が変更になった場合には、互いに書面により通知する。

(清算条項)

第５条

甲及び乙は、甲の不貞行為に関する慰謝料及び仮に甲乙間が離婚した場合の親権、養育費、財産分与に関しては、本合意書をもって解決するものとし、本合意書に定める以外には、存在しないことを確認する。

以上を証するため本合意書を２通作成し、甲乙が署名押印の上、各１通ずる保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（甲） 住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（乙） 住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞